平成３０年（フ）第２４１８号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　鈴木　勝美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４７４号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―1017号
債務者　茂野　正義
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９１１号
横浜市磯子区丸山２丁目10番８号　ハイツ上遠野202号
債務者　布施真由美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７号
栃木県那須塩原市埼玉８番地127
債務者　荒川　明絵
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第４６８号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原36番地34シャルマン松原101号
債務者　奈良　彰彦
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６４０号
東京都八王子市犬目町98番地７シェノン102号
債務者　内田　優子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１４５号
横浜市金沢区六浦４丁目７番７―305号
債務者　鈴木　　大
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０８号
東京都町田市玉川学園７丁目14番５号リヴェール学園103
債務者　荒井　大介
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７０２号
東京都八王子市万町186番地４ビームスタジオ302号
債務者　石原　　明
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０号
静岡市駿河区西島246番地の２
債務者　山口　誠久
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６０号
静岡市駿河区広野３丁目19番３―301号、旧住所静岡市駿河区用宗３丁目16番19号
債務者　田形　暁紀
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６１号
静岡市駿河区広野３丁目19番３―301号、旧住所静岡市駿河区用宗３丁目16番19号
債務者　田形　祐奈
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６５号
静岡県島田市細島1335番地の12
債務者　田中より子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３０６号
静岡市清水区二の丸町７番７号　カサマロンマンション403
債務者　清　カオル（ＳＥＩ　ＥＤＳＯＮ　ＫＡＯＲＵ）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部